現行法と改正法案の天下り関係規制の比較

赤枠は、改正法案で(現行法の規定に加えて)新設

再就職あっせん行為等の規制

(現行法)

現役職員が直接営利企業等に対して行う天下りあっせん行為等のみを規制 (第106条の2第1項)

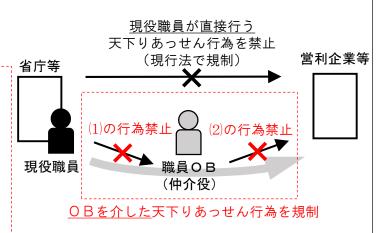
↓ 加えて、OBを介した再就職あっせん行為に関する規制を新設

(改正法案)

- (1) 職員の職員OBに対する他の役職員等の再就職 あっせん行為等の依頼等の禁止
- (2) ① ((1)の行為を受けた) 職員 O B の営利企業等 に対する再就職あっせん行為等
 - ②他の役職員等を再就職させることに関し職員 との間で情報の共有又は連絡調整を行うこと が常態である職員 OBの営利企業等に対する 再就職あっせん行為等

の禁止

(新第106条の2第2項、第6項、第7項)



在職中の求職の規制

<u>(現行法)</u>

職員の利害関係企業等に対する在職中の求職を規制 (第106条の3)

<u>(改正法案)</u>

現行法の規制を踏襲



管理職職員等の再就職の規制

(現行法)

離職後2年間の再就職について、

- ① 特定の独立行政法人等の場合、あらかじめ
- ② ①以外の営利企業等の場合、速やかに

内閣総理大臣への届出が必要

(第106条の24)

↓ 原則禁止とする規制に強化 ※①の届出規制は廃止

(改正法案)

管理職職員等の離職後の再就職について、

- ・特定独立行政法人等の場合は期間の制限なく、
- ・特定関係法人等の場合は離職後10年間、

その役員等の地位に就くことを禁止

(新第106条の3の2)

- ※再就職等監視委員会の承認により再就職可能 (承認に当たっては、
 - ・離職前の官職及び再就職後の地位
 - ・離職から再就職までの期間
 - ・公募等の措置の有無及びその内容

等を勘案)

